

(仮称) 希望丘複合施設基本構想

(案)

平成27年2月

世田谷区

<目次>

第1章	学校跡地活用	
1	これまでの経緯	1
2	学校跡地活用にかかる基本的な考え方	1
第2章	施設の現況	
1	旧希望丘中学校の現況	2
2	対象施設の現況	2
第3章	基本方針	
1	基本方針	4
2	施設別計画にあたっての考え方	4
第4章	計画の概要	
1	敷地概要・法的条件	6
2	関連する主な法令、条例等	7
3	施設の規模（想定）	8
4	施設の配置・階構成イメージ	9
第5章	基本設計で考慮すべき事項	10
第6章	スケジュール（予定）	12
第7章	検討経過等	
1	（仮称）希望丘複合施設基本構想検討委員会概要	13
2	（仮称）希望丘複合施設基本構想検討委員会委員名簿	14
3	（仮称）希望丘複合施設基本構想（素案）説明会開催結果	15
4	（仮称）希望丘複合施設基本構想だより概要	22

第1章 学校跡地活用

1 これまでの経緯

旧希望丘中学校と旧船橋中学校の統合に伴う旧希望丘中学校跡地は、宅地化の進む区内では限られた大規模用地であり、その活用に当たっては、厳しい財政状況も踏まえると貴重な資源の有効活用を最大限に図る必要がある。また、元の機能であった学校は、教育環境を提供すると同時に、災害時の避難所やスポーツ活動など地域交流の拠点として、地域コミュニティの形成に重要な役割を担っている。このため、公共施設整備方針に基づいて、立地条件や周辺公共施設の設置状況、社会状況、将来の人口構成の変化などを考慮し、学校跡地活用の方向性を検討した。

さらに、地域住民説明会や区民説明会、区民意見募集、区民意見交換会などを経て、平成26年2月に旧希望丘中学校跡地活用方針の策定に至った。

2 学校跡地活用にかかる基本的な考え方

旧希望丘中学校跡地活用方針では、既存校舎棟を解体し、残る既存体育館棟をスポーツ施設として活用するとともに、その体育館棟に複合施設を増築し、青少年交流センター、区民集会施設、区立保育園、ほっとスクールを整備することとした。

整備にあたっては、地域コミュニティの核として施設利用者が交流できる工夫を図るとともに、学校が担ってきた避難所等の防災機能を確保するなど、施設の特性を踏まえ、様々な要件を取り入れた施設計画として推進していく必要がある。

第2章 施設の現況

1 旧希望丘中学校の現況

所在地 世田谷区船橋六丁目25番1号
 敷地面積 約9,953㎡
 延床面積 体育館棟：約2,360㎡
 建物概要 体育館棟：昭和57年2月築、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階建
 耐震性 体育館棟：新耐震基準による設計・建築
 校舎棟は解体のため除く。

2 対象施設の現況

(1) 旧希望丘中学校 体育館棟

所在地、敷地、建物等は、上記1に記載のとおり。

階数	部屋名	面積	階数	部屋名	面積
1階	格技室	672㎡	2階	女子更衣室	24㎡
	女子トイレ(2箇所)	合計19㎡		会議室	31㎡
	男子トイレ(2箇所)	合計19㎡		資料室(2室)	合計42㎡
	監視員室	9㎡		男子更衣室	24㎡
	女子更衣室	12㎡	3階	調整室	11㎡
	男子更衣室	12㎡		アリーナ	672㎡
	体育器具室(2室)	合計36㎡		体育教官室	18㎡
				体育器具室	18㎡
		4階	照明室(2室)	合計75㎡	

(2) 希望丘区民集会所

所在地 世田谷区船橋七丁目8番4号
 敷地面積 1,149㎡
 延床面積 237㎡
 建物概要 平成2年5月築、鉄筋コンクリート造、地上1階建
 状況 希望丘まちかど図書室と同一施設として、エステート千歳希望ヶ丘の1階に整備。

部屋名	面積	部屋名	面積
会議室(定員54名)	110㎡	倉庫	20㎡
湯沸室	21㎡		

(3) 区立保育園

希望丘保育園

所在地 世田谷区船橋六丁目26番5-101号

敷地面積 1,250㎡(借地)
 延床面積 555㎡
 建物概要 昭和47年10月築、鉄筋コンクリート造、8階建1階部分
 状 況 UR希望ヶ丘団地(5号棟)の1階に整備。定員91名

部屋名	面積	部屋名	面積
乳児室・ほふく室(1歳児:3室)	93㎡	遊戯室	54㎡
受渡室	5㎡	調理室	31㎡
調乳室	5㎡	事務室	32㎡
保育室(2~5歳児:5室)	169㎡	園庭	330㎡

船橋西保育園

所在地 世田谷区船橋七丁目20番16号

敷地面積 1,322㎡

延床面積 733㎡

建物概要 昭和56年3月築、鉄筋コンクリート造、2階建

状 況 定員103名

部屋名	面積	部屋名	面積
乳児室・ほふく室(0~1歳児:5室)	152㎡	遊戯室	68㎡
受渡室	40㎡	調理室	37㎡
調乳室	10㎡	事務室	27㎡
保育室(2~5歳児:5室)	145㎡	園庭	473㎡

青少年交流センター及びほっとスクールは、新規施設のため現況なし。

【周辺状況図】



第3章 基本方針

1 基本方針

これまでの経緯や、旧希望丘中学校跡地活用方針を踏まえ、複合施設の整備を推進するための基本方針を下記に掲げる。

テーマ：～子どもからお年寄りまで、地域の皆が集い、活動・交流し、憩える複合施設～

(1) 利便性の高い施設づくり

複合化の利点を活かした区民が利用しやすい施設とする。
スポーツ施設や広場空間を効果的に取入れた施設とする。

(2) 地域の拠点づくり

多世代の利用者が交流できる、地域交流の拠点となる施設とする。
周辺の街並みと調和し、地域にふさわしい景観をもつ施設とする。

(3) 安心・安全の確保

地域の防災拠点として、避難所等の防災機能を備えた施設とする。
ユニバーサルデザインにより、だれもが使いやすく、わかりやすい施設とする。
防犯対策や動線の確保による安全性の高い施設とする。

(4) 環境への配慮

自然エネルギーや省エネ設備の活用による環境負荷を低減した施設とする。
既存樹木の保全やみどりの創出に配慮した施設とする。

(5) 合理的な整備計画

既存体育館の改修整備による既存施設活用と暫定利用が図れる計画とする。
使いやすく、維持管理もしやすい施設とする。

2 施設別計画にあたっての考え方

基本方針に基づき、複合施設内の各施設の整備にかかる理念として、施設別計画にあたっての考え方を下記に掲げる。

(1) スポーツ施設

広く利用できる施設づくり

- ・ 既存体育館棟をスポーツ施設として、区民に開放できる施設とする。
- ・ 青少年交流センター、区立保育園、ほっとスクール等が使用できる施設とする。
- ・ 既存校舎棟の解体後、複合施設の増築より先行して単独で活用できる施設とする。
- ・ 地域スポーツの活動拠点機能も兼ね備えた施設として整備する。

(2) 青少年交流センター

多世代と交流できる施設づくり

- ・青少年が地域や他の施設を利用する多世代と交流できる施設づくりを行う。

次代の担い手として成長する拠点づくり

- ・次代の担い手となる青少年の自立・成長に向け、青少年を中心とした様々な活動や学習、相談などの支援を行う施設とする。

(3) 区民集会施設

新たな施設整備

- ・希望丘区民集会所を当該施設へ移転し、新たな区民集会施設として整備する。

区民が相互に交流できる施設づくり

- ・区民の文化・学習・趣味等の活動の場及びコミュニティ形成の場とする。
- ・高齢者等会食サービス等のボランティア活動の利用に供することができるようにする。

(4) 区立保育園

地域に親しまれる、子育て支援の拠点となる保育園づくり

- ・在宅子育て家庭を含む地域の子育て支援の拠点としての保育園づくりを行う。
- ・地域住民との多世代交流を促進し、地域で子どもを育てる環境づくりを行う。

五感を育て、子どもの主体性を引き出すことのできる保育園づくり

- ・子どもの発育のために、たくさんの木々がある園庭や畑など、木や土や花や虫などと触れ合うことができ、収穫の喜びを感じられる自然豊かな環境づくりを行う。
- ・子どもの主体性、積極性を引き出せる空間づくりを行う。

子どもの感性や創作意欲を伸ばすことのできる保育園づくり

- ・アトリエや絵本の部屋、多目的スペース等を設けるなど、子どもの感性や創作意欲を伸ばすことのできる空間づくりを行う。

複合施設内での連携を促進する保育園づくり

- ・併設される施設との連携を考慮し、複合施設ならではのメリットを活かした施設づくりを行う。

(5) ほっとスクール

第3のほっとスクールの整備

- ・不登校の児童・生徒の「心の居場所」として、体験活動やスポーツ等の集団生活や学習支援を行う、3か所目のほっとスクールを整備する。
- ・不登校の児童・生徒に配慮した施設としつつ、複合施設を利用するさまざまな世代と接触する機会を得られるようにする。

第4章 計画の概要

1 敷地概要・法的条件

所在地 世田谷区船橋六丁目25番1号(旧希望丘中学校跡地)
 敷地面積 約6,350㎡
 用途地域 第一種中高層住居専用地域
 建ぺい率 60%
 容積率 200%
 高度地区 45m第二種高度地区
 防火地域 準防火地域
 日影規制 4時間 - 2.5時間 測定面4m
 北側道路より20m以内 : 第一種住居地域
 日影規制5時間 - 3時間 測定面4m

【用途地域図】



地域地区	
[Symbol]	第一種低層住居専用地域
[Symbol]	第二種低層住居専用地域
[Symbol]	第一種中高層住居専用地域
[Symbol]	第二種中高層住居専用地域
[Symbol]	第一種住居地域
[Symbol]	第二種住居地域
[Symbol]	準住居地域
[Symbol]	近隣商業地域
[Symbol]	商業地域
[Symbol]	準工業地域
[Symbol]	第一種文教地域
[Symbol]	第二種文教地域
[Symbol]	特別工業地区
[Symbol]	最低限高度地区(7m) (世田谷通り沿道地区に指定)
[Symbol]	高度利用地区
[Symbol]	第一種風致地区
[Symbol]	第二種風致地区
[Symbol]	特別緑地保全地区
[Symbol]	特定街区
[Symbol]	特定防災街区整備地区

地区計画等	
[Symbol]	地区計画区域
[Symbol]	地区計画区域 (再開発等促進区)
[Symbol]	防災街区整備地区計画区域
[Symbol]	沿道地区計画区域

地区計画等の区域内では、各地区の特性に応じて様々な制限や街づくりのルール(用途、建ぺい率、容積率、高さ、敷地面積の最低高度、壁面の位置の制限など)を定めていますので、建築計画等の前には必ずご確認ください。
 各地区計画等に関するご案内やご相談、届出の窓口は、各総合支所街づくり課です。

敷地面積の最低限度		
対象用途地域	指定建ぺい率	規制値
第一種低層住居専用地域 及び 第二種低層住居専用地域	60%	70㎡
	50%	80㎡
	40%	100㎡

※第一種低層住居専用地域で、建ぺい率30%の地域は、指定されていません。

防火地域の指定	
[Symbol]	防火指定なし (2重枠)※
[Symbol]	準防火地域
[Symbol]	防火地域

※ 建築基準法第22条第1項の規定に基づく屋根の構造制限区域に指定されています。

日影規制	
3-2	日影規制時間
4-2.5	
5-3	
4-2.5	

ただし [Symbol] (第一種・第二種低層住居専用地域内) は測定面の高さ1.5m、幅は40m

建ぺい率・容積率・高度地区	
[Symbol]	A. 高度地区 (記入のないところは無指定) 例: 45-2→45m第2種高度地区 2→第2種高度地区
[Symbol]	B. 容積率
[Symbol]	C. 建ぺい率

都市計画施設	
[Symbol]	都市計画道路
[Symbol]	交通広場
[Symbol]	都市計画鉄道

2 関連する主な法令、条例等

(1) 関係法令

- ・ 建築基準法
- ・ 景観法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）

(2) 東京都条例

- ・ 東京都建築安全条例
- ・ 東京都下水道条例
- ・ 東京都駐車場条例
- ・ 東京都における自然の保護と回復に関する条例
- ・ 東京都火災予防条例
- ・ 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例
- ・ 東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例

(3) 世田谷区条例等

- ・ 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例
- ・ 世田谷区風景づくり条例
- ・ 世田谷区みどりの基本条例
- ・ 世田谷区環境基本条例
- ・ 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ・ 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例
- ・ 世田谷区街づくり条例
- ・ 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
- ・ 世田谷区清掃・リサイクル条例
- ・ 世田谷区建築基準法施行細則
- ・ 世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱
- ・ 世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱
- ・ 世田谷区建築物浸水予防対策要綱

3 施設の規模（想定）

（1）スポーツ施設棟（既存）

地域体育館

主な諸室 体育館（1階・3階）、体育器具室、更衣室、救護室、会議室、事務室等

（2）増築棟

延床面積 4,500㎡程度（～）

青少年交流センター

主な諸室 ホール、交流ルーム、多目的利用室、学習室、事務室等

延床面積 1,120㎡程度

区民集会施設

主な諸室 会議室、音楽室、給湯室等

延床面積 470㎡程度

区立保育園

主な諸室 乳児室、保育室、遊戯室、おでかけひろば、調理室、事務室等

延床面積 1,700㎡程度

ほっとスクール

主な諸室 学習室、相談室、多目的ルーム、保健室、事務室等

延床面積 650㎡程度

共用部（スポーツ施設と増築棟の接合部分等）

エントランス、エレベーター、廊下、階段、維持管理室、防災倉庫等

延床面積 560㎡程度

（3）その他

広場空間 1,500㎡程度

区立保育園園庭 700㎡程度

駐車場（身障者用、公用、業務用）

駐輪場（一般利用者用、公用）

第5章 基本設計で考慮すべき事項

計画の概要等を踏まえ、基本方針の項目ごとに基本設計で考慮すべき事項を下記に掲げる。

(1) 利便性の高い施設づくり

複合化の利点を活かした区民が利用しやすい施設とする。

- ・誰もが利用しやすい合理的な平面計画の検討
- ・施設間を跨いだ柔軟な諸室の利用形態の検討
- ・施設利用時における周囲への騒音対策の検討
- ・施設利用者が利用しやすい駐輪スペースの検討
- ・既存バス停留所に係る待合場所の整備の検討

スポーツ施設や広場空間を効果的に取入れた施設とする。

- ・スポーツ施設の利用形態や整備計画の検討
- ・広場空間の利用形態や整備計画の検討

(2) 地域の拠点づくり

多世代の利用者が交流できる、地域交流の拠点となる施設とする。

- ・屋内及び屋外における交流の場となるスペースの検討
- ・隣接する高齢者施設との交流を図れる施設計画の検討
- ・旧希望丘中学校の思い出となる物の設置、展示、再利用等の検討

周辺の街並みと調和し、地域にふさわしい景観をもつ施設とする。

- ・高齢者施設等周辺との色彩やみどりの調和の検討

(3) 安心・安全の確保

地域の防災拠点として、避難所等の防災機能を備えた施設とする。

- ・災害時に必要な防災設備等の施設整備の検討（マンホールトイレ、雨水の利用等）

ユニバーサルデザインにより、だれもが使いやすく、わかりやすい施設とする。

- ・ユニバーサルデザインの検討

防犯対策や動線の確保による安全性の高い施設とする。

- ・出入りの確認しやすい管理諸室の配置等による各施設の防犯対策の検討
- ・防犯カメラ等のセキュリティレベルの設定や管理区分の検討
- ・広場の夜間管理等、防犯に配慮した外構計画の検討

(4) 環境への配慮

自然エネルギーや省エネ設備の活用による環境負荷を低減した施設とする。

- ・ 自然エネルギーや省エネルギーに関する検討（雨水の利用、太陽光発電、断熱等）

既存樹木の保全やみどりの創出に配慮した施設とする。

- ・ 既存樹木の保存や移植による緑化の検討
- ・ 屋上や壁面等を利用した緑豊かな緑化計画の検討

(5) 合理的な整備計画

既存体育館の改修整備による既存施設活用と暫定利用が図れる計画とする。

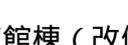
- ・ 改修工事（２期）を見据えた既存体育館部分の改修内容、工事範囲の検討
- ・ 暫定利用後を見据えた合理的な設備計画の検討

使いやすく、維持管理もしやすい施設とする。

- ・ 維持管理に配慮した、できるだけシンプルでわかりやすい施設計画の検討

第6章 スケジュール（予定）

平成27年度	複合施設基本設計、既存体育館棟改修実施設計
平成27年度～平成28年度	既存体育館棟改修工事（1期）
平成28年4月～10月	校舎棟地下部分解体工事
平成28年度	複合施設実施設計
平成28年度～平成29年度	スポーツ施設（既存体育館棟）一時開設
平成29年度～平成30年度	複合施設増築工事、既存体育館棟改修工事（2期）
平成30年度	複合施設開設、スポーツ施設開設

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度～
既存体育館棟（改修）					
			1		
複合施設（平成28年度に校舎棟地下部分を解体。その後、既存体育館棟に増築）					

-  . . . 解体期間
-  . . . 設計期間
-  . . . 工事期間（ 1...複合施設との接合工事等の2期工事）
-  . . . 活用期間

第7章 検討経過等

1 (仮称)希望丘複合施設基本構想検討委員会概要

第1回検討委員会

日時 平成26年10月8日(水) 10:00~11:30

場所 船橋希望中学校 会議室

- 議題
- ・スケジュールについて
 - ・(仮称)希望丘複合施設基本構想の検討について
 - ・(仮称)希望丘複合施設基本構想 基本方針(たたき台)について
 - ・(仮称)希望丘複合施設基本構想の策定にあたっての前提条件について

第2回検討委員会

日時 平成26年10月22日(水) 10:00~11:30

場所 船橋地区会館 第1会議室

- 議題
- ・第1回(仮称)希望丘複合施設基本構想検討委員会会議録について
 - ・(仮称)希望丘複合施設基本構想 基本方針(素案)について
 - ・複合施設配置計画・階構成ゾーニング計画の比較検討について

第3回検討委員会

日時 平成26年12月5日(金) 10:00~11:30

場所 船橋まちづくりセンター 活動フロア

- 議題
- ・第2回(仮称)希望丘複合施設基本構想検討委員会会議録について
 - ・(仮称)希望丘複合施設基本構想(素案)説明会の開催結果について
 - ・(仮称)希望丘複合施設基本構想 基本方針(案)について
 - ・(仮称)希望丘複合施設配置計画・階構成計画の比較検討について

第4回検討委員会

日時 平成26年12月22日(月) 14:00~15:30

場所 船橋まちづくりセンター 活動フロア

- 議題
- ・第3回(仮称)希望丘複合施設基本構想検討委員会会議録について
 - ・(仮称)希望丘複合施設配置計画・階構成計画の比較検討について
 - ・基本設計で考慮すべき事項(案)について

第5回検討委員会

日時 平成27年1月19日(月) 14:00~15:30

場所 船橋まちづくりセンター 活動フロア

- 議題
- ・第4回(仮称)希望丘複合施設基本構想検討委員会会議録について
 - ・(仮称)希望丘複合施設配置計画・階構成計画の比較検討について
 - ・基本設計で考慮すべき事項(案)について
 - ・(仮称)希望丘複合施設基本構想(案)について

2 (仮称) 希望丘複合施設基本構想検討委員会委員名簿

	氏名	役職等	備考
地域 住民 代表	吉田 仁	船橋地区町会・自治会連合会会長 (千歳台廻沢町会会長)	
	駒井 澄子	船橋地区町会・自治会連合会副会長 (フレール西経堂自治会会長)	
区 職 員	永井 努	砧総合支所長	委員長
	平澤 道男	砧総合支所地域振興課長	委員長職務代理
	佐藤 絵里	施設営繕担当部施設営繕第二課長	
	進藤 達夫	スポーツ推進担当部スポーツ推進課長	
	小野 恭子	子ども・若者部児童課長	
	梅田 亨	子ども・若者部保育課長	
	片桐 誠	子ども・若者部若者支援担当課長	
	小淵 由紀夫	教育委員会事務局教育相談・特別支援教育課長	

3 (仮称)希望丘複合施設基本構想(素案)説明会開催結果

開催日時 [1回目] 平成26年11月5日(水) 19:00~20:30

[2回目] 平成26年11月6日(木) 19:00~20:30

開催場所 船橋希望中学校 体育館

参加者数 [1回目] 18名 [2回目] 14名

(1) 質疑応答 1回目

	ご質問等	回答
1	今回の両日とも平日夜間午後7時からの開催というのは、区の職員の都合で決めたのか、区民の参加を考慮した上での設定であったか。これまで平日夜間に開催というのは聞いたことがない。また、2日開催する意図は何か。不親切と感じられる。	会社勤めの方々の就業時間後で皆様が参加しやすい時間として、また、2日間開催することでご都合がつきやすいよう配慮し、この日時といたしました。区の職員に都合がいいからという理由ではございません。ご意見につきましては、今後、説明会を開催する際の参考とさせていただきます。
2	複合施設と特別養護老人ホームの2施設は、一つの事務所が設計をしているのか。それとも独立して個々に設計しているのか。せっかく同一敷地にあるので、老人ホームと保育園とが広場を囲み、交流が図れるような一体的な計画となれば良いと思っている。	それぞれ違う事務所が設計いたしますが、複合施設と特別養護老人ホームの間で調整していきたいと考えております。地域の交流の場としての施設として、施設間の交流が一つの大きな課題と捉えております。特別養護老人ホームにつきましては、これから事業者を選定することとなっております。
3	ほっとスクールのアプローチ等考えていかないと、全体計画も変わってくるのではないかと。	ほっとスクールの所管課としましては、3案とも良いと考えておりますので、他の施設とのバランスを取りながら計画してまいります。施設の独立性が必要な子どもや、静かに過ごしたいという子どもなど、利用する児童・生徒の状態は様々なため、施設を開設した後の職員の配慮で対応してまいります。

	ご質問等	回 答
4	<p>ほっとスクールや青少年交流センターは、具体的にはどのようなものか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっとスクールは、不登校の児童・生徒が通う施設で、教育委員会が行っている事業であり、運営も区の職員で行っております。ほっとスクールには様々な子どもが通っており、心へのダメージが大きい繊細な状態の子どもや、ある程度ほっとスクールに通えるまで元気が出てきた子どももおります。ほっとスクールの独立性については、心理的なダメージが大きい子どもには独立性が必要です。また、元気が出てきた子どもは、積極的に青少年交流センターや、保育園との交流も可能だと思われま。子どもの状態に合わせて、両方のバランスを取りながらと考えております。 ・青少年交流センターは、青少年だけではなく、様々な世代の方が利用できる施設です。青少年の一息つけるような居場所と考えております。利用の形態としては、談話スペース、音楽、ダンス、スポーツなどの活動で利用できます。運用面につきましては、今後、検討してまいります。
5	<p>何回か検討委員会を行っていることだが、こういった団体、こういった方が出席しているのか。例えば、けやきネット等利用している団体の一部が出席されているのか。住民の名前を公開するわけにはいかないか。</p>	<p>(仮称)希望丘複合施設基本構想検討委員会として、区の職員と町会長が委員として出席し、これまで2回開催しております。</p>
6	<p>ほっとスクール、池之上青少年交流センター、スポーツ施設、区民集会施設の夜間利用等、区民への開放時間、施設利用時間を教えてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区民集会施設は、9：00～22：00で夜間利用が可能です。 ・ほっとスクールは、9：30～17：30です。 ・池之上青少年交流センターは、9：00～22：00で、中学生19：00、高校生22：00までとしております。 ・スポーツ施設は、9：00～21：00です。

	ご質問等	回 答
7	<p>「施設別計画にあたっての考え方」に記載の青少年交流センターの項目 について聞きたい。「様々な活動や学習、相談などの支援を行う施設」と書かれているが、様々な活動や相談という部分について、専門性の高い職員が配置され支援をしてもらえることを望む。また、学習については、学習ができる場があるのか、それとも、学習を支援する運営が含まれているのか、考えがあれば聞きたい。</p>	<p>「活動」についてですが、地域の青少年と定期的に集まって検討会を開催したいと考えております。いただいたご意見につきましては施設整備の制約もございますが、最大限反映して実現していきたいと考えております。</p> <p>「学習、相談」についてですが、相談のあり方につきましては、現在、ひきこもり等の相談は行っておりますが、どのような形で運営するかは、今の段階では未定です。学習につきましては、今の段階では学習室という居場所を考えております。昨年度、千歳烏山でモデル実施した中高生世代活動支援事業「オルパ」では、学習スペースを設置し、大学生スタッフが勉強のアドバイス等を行いました。このような実績も踏まえ、学習室の内容について検討してまいります。</p>
8	<p>・子供を希望丘中学校に通学させた一保護者として、これまで検討委員会や意見交換会等何度も拝聴し、やっとここまで来たと嬉しく思う。地域にとって本当に良いものを造っていかねばいけないと感じている。今日は何が盛り込まれてどのように運営されるかということに注目して聞いていた。</p> <p>・川崎市の子供夢パークを訪問した際に、改めて利用者は施設に集まるのではなく、そこの人(職員)に頼って集まるのだと実感した。また、以前通っていた子どもがその子どもを連れて利用するなど、世代を超えて利用されていると伺った。専門的な職員がいることも一つの成功する要因かと思う。</p>	<p>ありがとうございます。しっかりと計画してまいります。</p>

	ご質問等	回 答
	<p>・今回の青少年交流センター、ほっとスクールが複合施設として実現することに期待をしている。また、高齢者施設も隣接されるということで高齢者との交流に関しても注目が高い。</p> <p>・運営に関して、何を盛り込んで、この地域で何が本当に必要とされているのか、を充分議論しなければいけないと思う。独立した施設とは違う、全く新しいものができるということを意識し、この地域でしかできない運営を期待している。地域住民としてサポートしていきたい。</p>	

(2) 質疑応答 2 回目

	ご質問等	回 答
1	<p>この跡地の活用に関して、これまで注目してきた。基本方針(2)地域の拠点づくりに「多世代の利用者の交流」を盛り込んでいただき、大変嬉しく思う。</p>	<p>ほっとスクールや保育園は、地域交流を念頭に置きながら独立性を保つ必要がございます。一方で、青少年交流センターや区民集会施設は、それぞれ独立した使い方をしながら共用利用を図り、地域交流を念頭に置いた交流・共有が行えるような施設づくりをする必要がございます。それぞれの施設にふさわしい形で、皆様のご意見を反映させながら整備してまいります。また、施設の運営についてもご意見を頂き、地域住民との風通しの良い運用ができるよう進めてまいります。</p>

	ご質問等	回 答
2	<p>どのように交流していくかが大事だと考える。区内の2つの青少年交流センターと違い、複合施設としてここにしかない交流を行える施設づくりをする必要がある。ハード面だけでなく、ソフト面においても意見交換できる場があると良い。</p>	<p>青少年交流センターとして、交流は今回の施設の大きな柱だと思っておりますので、しっかり進めてまいります。どのような運営をしていくかは未定であり、複合施設という特徴をうまく活かした形で展開出来れば良いと考えております。青少年交流センターそのものは、今回が区内3拠点目の最後のプロジェクトとなっており、新たに整備するのは、最後かと思われま。青少年主体の検討会を立ち上げ、若者のご意見を十分に反映していきたいと考えております。近々に公募で委員を募りたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願いいたします。</p>
3	<p>地域の防災拠点として、災害の際に何をどうやって担うのか、今後考えていけたらと思う。</p>	<p>避難機能として地域の皆様とお話し合いをしながら進めてまいります。少なくとも防災倉庫、マンホールトイレ等は設置したいと考えておりますが、防災拠点の避難所としてどういう形で活用していくか、ご意見をいただき進めていきたいと考えております。</p>
4	<p>保育園にはフルタイムで働いていないとなかなか入園できない。この地域にはパートタイムで働いていて保育園に入園できない人が多くいるので、働いていない方も預けられるような「認定こども園」の方が、個人的にはニーズが高くなっていると思われる。今回はどのように考えているのか。</p>	<p>多様な働き方に応じた子育て支援が必要であることは、区でも認識しております。今回は、整備地が広く、保育施設再整備方針に基づく計画に合致したことから、近隣の区立希望丘保育園と区立船橋西保育園を統合し、砧地域の子育て支援の拠点的功能を持つ区立保育園(=拠点保育園)として整備することといたしました。</p> <p>拠点保育園では、今までの保育園機能に加えて、在宅で子育てをしている親子等が思い思いの時間を過ごせるおでかけひろばや、専門の職員が近隣の保育施設を訪問する巡回指導相談、災害時における地域の被災子育て家庭支援などの機能を付加していきたいと考えております。</p> <p>今後も区では、様々なニーズに合わせた保育施設の整備に取り組んでまいります。</p>

	ご質問等	回 答
5	特別養護老人ホームについて、入口はどのようになるのか。また、資料からは建物の高さ等ボリュームの関係が把握できない。圧迫感のないものを期待している。	ご指摘にありました様に、事業者が決定していないため、入口も決まっておりません。また、圧迫感がないようにとのことですので、設計する際の一つの視点として今後進めてまいります。また、複合施設基本構想(素案)につきましては、A～C案を事業者にも示した上で計画を行ってまいります。利用者が来所し、元気になっていただける施設として整備してまいります。
6	区民集会施設は、現在の希望丘区民集会所と同じように利用できるのか。	希望丘区民集会所には、まちかど図書室が併設されております。基本的には集会所機能が複合施設に移転のうえ拡充し、移転後の集会所は、まちかど図書室として拡充する予定でございます。しかしながら、住民交流拠点として、船橋ふれあいまつり等のイベントでも利用したいというご意見もあるかと思えます。まちかど図書室という側面を持ちながら、地域交流の場としても利用を続けることができる、ということも視野にいれて整備を進めてまいります。
7	スポーツ施設は、階ごとに分かれているのか。	旧希望丘中学校の既存体育館を改修して利用いたします。2階、4階部分は吹抜けとなっておりますので、1階の旧格技室、3階の旧アリーナが利用可能となり、種目等のソフト面で分けることを想定しております。
8	待機児童の観点からすると、希望丘保育園や船橋西保育園は、統合後の跡地も保育園として利用可能であると良い。	統合後の跡地につきましては、保育需要が見込まれる場合には引き続き保育施設としての活用も含めて検討していきたいと考えておりますが、区内における他の公共施設の要望等もふまえて、今後、区として決定してまいります。

	ご質問等	回 答
9	特別養護老人ホームとは、広場空間が隣接した形になるのかなと想像している。この案だと交流は難しいかとも思うが、多世代交流ということで、広場を介して、特別養護老人ホームから子どもたちが見えるだけでも楽しいと思う。どのように多世代交流を考えていくのか。壁で区切らず大きい広場として形成できればいいと思う。	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の境界を塀で隔てるかどうかは未定です。相互に交流できるような緩やかな境界も含め、どのような設えにするかを検討してまいります。 ・特別養護老人ホームは建ぺい率 60%程度であり、駐車場や緑化との調整もあると思われませんが、広場空間で交流ができる形で整備を検討してまいります。高齢者と子どもが近くなるような整備ができればと考えております。どのような交流をするかというソフト面においてはこれからですが、隣接する複合施設との交流は大切にしていきたいと考えております。
10	区民集会施設は、スポーツで利用できるか。	本格的なスポーツではご利用いただけませんが、ダンス等で利用できるようにしたいと考えております。
11	スポーツ施設には、スポーツでできる用具は準備されるのか。	スポーツ施設として器具庫を整備いたしますので、基本的な用具は揃える予定でございます。
12	駐車場は、どういう方を対象にしているか。	業務用、身障者用を対象と考えております。

(3) 説明会後にいただいたご意見等

	ご意見等	区の考え方
1	今日の説明会を偶然知り、急ぎよ来た。周知方法について、もう少し丁寧にしてほしい。	周知は、10月15日号区のおしらせのほか、(仮称)希望丘複合施設基本構想だより第2号を敷地周辺 約100m～150m範囲に各戸配布いたしました。今後も区民の皆様が把握しやすい周知に努めてまいります。

	ご意見等	区の考え方
2	施設の中身についての今後のスケジュールを早めに知りたい。	各施設の諸室の配置や広さなど具体的な内容は、平成 27 年度の基本設計で検討いたします。基本設計の内容につきましては、説明会などで周知する予定です。
3	これまで、この跡地で過ごしてきた卒業生、中学生の思い出の場所でもある。ここを訪れた時、当時の思い出を話せることのできる何かを置いてもらえると嬉しい。	旧希望丘中学校の思い出となる物については、複合施設への設置や展示等、何らかの形で検討してまいります。
4	青少年には、なるべく広くまとまった広場空間が必要なため、C案はなし。青少年交流センターも分断されておらず、何かのイベントの際には、大きく使用できることを望む。したがって、B案で進めてほしい。	ご意見を検討の参考にさせていただきます。

4 (仮称) 希望丘複合施設基本構想だより概要

第1号

発行 平成26年9月

内容 旧希望丘中学校跡地活用、基本構想の検討開始の周知

第2号

発行 平成26年10月

内容 基本構想(素案)説明会開催の周知

第3号

発行 平成26年12月

内容 基本構想(素案)説明会開催結果、基本構想(素案)概要の周知